

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成 26 年 1 月 21 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 場 所：石川県庁 行政庁舎 11 階 1109 会議室
3. 出席者：委員 21 名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

（1）「志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査報告書（最終）」について、北陸電力から説明があった。

（委員）数値解析において、周辺の福浦断層が動く大きさはどのように評価したのか。

（電力）福浦断層は長さ 2.7km であるが、マグニチュード 6.9、長さ 21.2km の前提条件により地盤の隆起量を計算した。これを入力条件にシームに働く力を計算した結果、シームがせん断破壊しないことを確認した。

（委員）規制委員会の評価会合においても、十分に主張・立証できる調査結果が得られたと考えているか。また、調査にあたり、外部の専門家による指導・助言を受けたか。

（電力）3箇所で行った表土はぎ・トレンチ調査や岩盤調査坑調査において、シームが動いていない証拠が得られており十分な証明ができる。また、外部の大学教授等の学識経験者や電力中央研究所の研究者等の指導を受けており、十分な客観性が得られている。

（委員）12～13 万年以降は動いていないという結論であるが、この年数が一番重要であり、どのように決定したのか。

（電力）年数を評価する要素として、火山灰分析に加え、土壌の色調から見た評価、地形隆起による標高での評価、過去の海水面変動による地層堆積時期の評価等により、シームの上載地層は約 20 万年前のものと判断しているが、国の基準に従い、12～13 万年前より古い地層と評価した。

（議長）福浦断層を耐震評価において考慮するとあるが、具体的にどういう意味なのか。また、規制委員会の現地調査や評価会合のスケジュールはどうなっているのか。

（電力）福浦断層が動くものとして、どの程度の揺れが発電所にくるかを評価し基準地震動として採用する。この基準地震動に発電所の設備が耐えうるか評価することになる。一方で 1000 ガルを超える揺れでも設備が耐えるよう耐震能力増強工事を行っている。

（規制事務所）提出された最終報告書を精査しつつ、有識者会合の立ち上げに向けて準備を行っている。有識者会合立ち上げ後、準備が整い次第、速やかに現地調査等を行うと聞いている。できるだけ早くという要望については、本庁に伝える。

（議長）この問題は、原子力安全専門委員会において、国の調査・審査と並行して、まず、専門家によって、集中的に審議いただくこととしている。

（2）「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。

（委員）電源系統の設計における脆弱性について、三相交流のうち 1 相開放があっても検知できないということについて、どのように対処するのか。

（電力）負荷が少なく電流が非常に小さいレアケースでは、検知できない状態にあることがわかったが、この場合には、ポンプが過負荷になり警報が発生し、運転員が認知できることになる。運転員がこのことに注意し、事故対応を行えば速やかに手動で正常な系統に切り替えることができる。国においても本内容を確認中であり、米国の動向等も

踏まえ、必要な対策を講じていく。

(委員) 大深度ボーリングの目的は、破碎帯に関する最終報告と関係があるのか。

(電力) 破碎帯に関する最終報告との関連性は基本的でない。目的は、地震動を評価する上で地盤の状態を3次元的に確認するために実施するものである。

(委員) 原災法第15条基準が、 $500\mu\text{Sv/h}$ から $5\mu\text{Sv/h}$ に変更されたが、どういう経緯で決定されたのか。

(規制事務所) 福島第一原発事故を踏まえ、専門家も交えた原子力災害対策指針の検討の中で決定された。

(3) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)平成25年度第2報」及び「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)平成25年度第1報」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(4) 「原子力発電所に対する保安検査結果等」について、志賀原子力保安検査官事務所から説明があった。

(5) 前回の議事概要について、事務局からホームページに公開している旨報告があった。